科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 27 年 6 月 18 日現在

機関番号: 32689 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2011~2014

課題番号: 23730126

研究課題名(和文)著作権法上の権利制限規定に関する総合的研究

研究課題名(英文) Exception and Limitation of copyright

研究代表者

上野 達弘 (Ueno, Tatsuhiro)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号:80338574

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文):著作権法上の権利制限規定に関して、比較法的および基礎理論的な観点から研究を進めた結果、権利の制限規定の在り方についてはもちろんのこと、権利の性質についても新たな方向性を得るなど、当初計画以上の総合的検討を深めることができた。その成果は、わが国において2012年著作権法改正をめぐる議論に主体的に参加しているほか、国内外において論文や学会発表においてさまざまな形で公表している。

研究成果の概要(英文): I accomplished a great deal of study with regard to limitation and exception of copyright, by examining the discussion from the perspective of comparative law and fundamental research, while there has been a discussion over the revision of Japanese Copyright Act in 2012. I have already produced and am producing a visible result of my study not only in Japan and in the world.

研究分野: 知的財産法

キーワード: 著作権法 著作権 権利制限 フェア・ユース 一般条項

1.研究開始当初の背景

研究開始(2011年)当時は、ちょうど同年1月に公表された文化審議会著作権分科会報告書において、権利制限の一般規定について、「何らかの形で権利制限の一般規定を導入することが適当であるものと考えられる」とされた頃であった。

もっとも、同年3月に生じた東日本大震災の影響もあり、実際の改正は翌年(2012年)に行われ(平成24年法律第43号)しかも、同改正によって新設された権利制限規定(著作権法30条の2、30条の3、30条の4、47条の9)は、必ずしも同報告書の内容を十分に具体化するものではないとされる。

本研究は、そのようなダイナミックな流れと軌を一にして行われることになったのである。

2.研究の目的

そもそも、わが国著作権法の権利制限規定は、限定列挙された個別規定があるにとどまり一般条項がない。しかも、従来の通説によれば、権利制限規定は「例外」として厳格解釈されてきた。そのため、社会や技術の変化に対応できず、多くの問題が生じていると指摘されてきた。

そこで、変化や多様性に柔軟に対応するために、個別の権利制限規定のみならず、何らかの一般規定を有することを検討すべきではないか、という問題が指摘されていた。

本研究は、この問題について、国内における議論を深めるのみならず、海外で展開されている議論を幅広く参照することに努めると共に、権利の制限というものに関する基礎理論を考察することや、さまざまな法学諸領域の知見を活用することによって、わが国における解釈論・立法論の深化に貢献した上で、その研究成果を国際的に発信し、さらに知的財産法の基礎理論をめぐる研究に発展させようとするものである。

3.研究の方法

研究の方法は、わが国における議論の再検 討はもちろんのこと、外国法および海外にお ける国際的議論を研究することに注力した。

著作権法上の権利制限というテーマは一般性が高いため、国際的に共通の課題として海外ではすでに議論がかなり蓄積されている。そこで、本研究は、外国における国際的議論を徹底的に分析するのみならず、研究代表者自らこれに主体的に参加することを計画し、これを実行してきた。

また、本研究課題は、権利をなぜ制限するのかという正当化根拠を考察することから、そもそも知的財産権はなぜ付与されるのかという知的財産法の基礎理論に直結する側面を持っているため、本研究も、そうした知的財産権の基礎理論に関する考察を深める方法を採用してきた。

4. 研究成果

本研究は大きな成果を得た。

(1)研究の成果

本研究は、従来の議論の再整理として、これまで権利制限の一般規定をめぐって盛んに展開された議論を改めて分析した。そこでは、「フェア・ユース」という言葉によってアメリカ著作権法におけるフェア・ユース規定を具体的に意味するものと理解するのか、それとも日本の著作権法1条にも登場する「公正な利用」を一般に意味するものと理解するのか、という点に関する考え方の相違から、しばしば議論が錯綜することがあり、それがために生産的な議論が阻害されているように思われた。

そこで、本研究はそうした議論を改めて整理し、建設的な議論の土俵を確保に努めた。これは、単なる議論のまとめに見えるかも知れないが、従来はもちろん、昨今でも、「日本版フェア・ユース」という言葉によって議論が錯綜することが少なくないことからすれば、効果的な議論のために一定の役割を果たしたと考えている。

また、本研究は、その検討視角を、広く国際的・比較法的研究に向けてきた。

アメリカ法については、例えば、「グーグル・ブックス」がアメリカ著作権法上のフェア・ユースに該当するとした裁判例(Authors Guild, Inc. v. Google Inc., 954 F. Supp. 2d 282 (S.D.N.Y. 2013))をはじめ、アメリカ著作権法上のフェアユース規定をめぐって盛んに議論が行われてきたため、そうした最新状況をフォローしてきた。これを通じて、特に transformative という概念をめぐる近時のダイナミックな議論から、わが国にとっても考察を深めることができた。

イギリス法については、いわゆるフェアディーリング規定をめぐる議論のみならず、2014年改正の内容とこれに至る議論を検討することができた。例えば、同改正によって、イギリス法に私的複製に関する規定が設けられたものの、その範囲の狭さと補償金制度の関係について行われてきた議論は、わが国における権利制限規定の在り方に関して大きな示唆を与えるものであった。

また、ドイツにおいては権利制限規定の一般規定が存在しないために、わが国と同様、いかにして柔軟な侵害判断を行うかが課題となるところ、ドイツ著作権法24条[自由利用]の規定が一定の役割を果たすなど、わが国の解釈論および立法論にとっても有益な示唆が得られた。

さらに、ヨーロッパの研究者集団によって 起草された欧州著作権コード(2010年) における権利制限規定についても研究を深 め、そこにおける受け皿規定的な一般規定 (5 5条)に注目し、それはわが国におい ても受け皿規定としての権利制限の一般規 定を設けることについて重要なヒントを与えてくれるように思われる(上野達弘「ヨーロッパにおける著作権リフォーム 欧州著作権コードを中心に 」著作権研究39号39頁(2014年)参照)。

そして、本研究は、知的財産権の基礎理論について再検討した結果、権利を「付与訓責」をに関する2つの理論モデル(権利高に関する2つの理論モデルにするでは、するでは、相対ではなら、では、知の財産権というな性質として、知の財産権というではなら、では、単なる権利制限に終わるのははなら、できた。この点は、当初できた。この点は、であり、を強調していなかったことであり、本研究にはある重要な成果としてその意義を強調したい。

(2)研究成果の公表

本研究の成果は、今後、広く公表していく 予定であるが、すでにさまざまな形で公表し 始めている。

すでに述べたように、本研究期間中の2012年に、権利制限の一般規定に関する審議会報告書を受けて、実際の法改正がなされたものの、同改正によって新設された権利制限規定(著作権法30条の2、30条の3、30条の4、47条の9)が、そもそも一般規定と言えるようなものなのかどうかが議論され、そのような改正になった背景や理由について極めて盛んな議論が行われることでものに参加し、そこで一定の役割を果たしてきたと自負している。

具体的には、ヨーロッパにおける著作権コードに関する学会報告(2012年4月21日著作権法学会) 2012年改正に関するシンポジウム(2012年8月4日明治大師のよびでは、12年12月3日大阪上に関すると課題) 2012年12月3日大阪上に関する将来的な課題について講演をできる。13年7月29日エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク定例研究会)などの学会報告や講演を行ってきた。

また、国外においても、研究成果の発表を行ってきた。例えば、2012年3年21日には、ロンドン大学クイーンメアリ校主催によるセミナー「Recent Developments in Japanese Copyright Law」に招待され、研究代表者は「The Reform of Copyright Limitations in Japan」と題する講演を行った。これは、わが国における議論および当時閣議決定されたばかりの著作権法改正法案を紹介等するものであったが、ちょうどこのとき、イギリスにおいても著作権の制限規定に関する著作権法改正を検討している最中であり、大きな関心を持たれると共に、相互

に有意義な意見交換をすることができた(なお、イギリス著作権法の改正も2014年に 実現している)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計17件)

- (1) <u>上野達弘</u>「著作権法における権利の在り 方 ~ 制度論のメニュー ~ 」コピライト 6 50号2~35頁(2015年) 査読有)
- (2) <u>Tatsuhiro Ueno</u>, Moral rights in the digital network and "cloud" environment subjective or objective standard?, in: Moral Rights in the 21th Century: The changing role of the moral rights in an era of information overload., (2015) pp.216-222 (查読有)
- (3) <u>Tatsuhiro Ueno</u>, El alcance de los "intermediarios" y su responsabilidad, (2014), Boletín ACOPI No.3, pp.11-17 (査読有)
- (4) <u>上野達弘</u>「人のパブリシティ権」吉田克己=片山直也編『財の多様化と民法学』(商事法務、2014年)399~428頁(査読有)
- (5) <u>Tatsuhiro Ueno</u>, The making available right in the "cloud" environment: Toward the harmonization of the substantive scope of the right. in: Copyright and Related Rights in the "Cloud" Environment, (2014) pp.199-220 (查読有)
- (6) <u>上野達弘</u>「応用美術の著作権保護 「段階理論」を越えて 」パテント67巻4号 (別冊11号)96~116頁(2014年) (査読有)
- (7) <u>上野達弘</u>「ヨーロッパにおける著作権リフォーム 欧州著作権コードを中心に 」著作権研究39号39~64頁(201 4年)(査読有)
- (8) <u>上野達弘</u>「私的録音録画補償金制度をめ ぐる課題と展望」ジュリスト1463号29 ~35頁(2014年)(査読有)
- (9) 上野達弘「公衆への利用可能化権に関する国際的検討 アンプレラ・ソリューションの光と影 』『年報知的財産法2013』(日本評論社、2013年)25~35頁(査読有)
- (10) 上野達弘「著作権法における侵害要件の

- 再構成(1)(2) 『複製又は翻案』の問題性 」知的財産法政策学研究41号33~77頁・42号39~87頁(2013年)(査読有)
- (11) <u>上野達弘</u>「国会図書館による絶版等資料の送信 平成24年著作権法改正の意義と課題 」ジュリスト1449号35~4 1頁(2013年)(査読有)
- (12) 上野達弘「著作権法における侵害要件の 再構成 『複製又は翻案』の問題性 (講演録)」パテント65巻12号131~16 1頁(2012年)(査読有)
- (13) <u>Tatsuhiro Ueno</u>, Intellectual Property Liability of Consumers, Facilitators and Intermediaries: The Position in Japan, Christopher Heath / Anselm Kamperman Sanders (ed.) Intellectual Property Liability of Consumers, Facilitators and Intermediaries (Kluwer, 2012) pp.143-163 (查読有)
- (14) <u>上野達弘</u>「国際社会における日本の著作権法 クリエイタ指向アプローチの可能性 」コピライト613号2~35頁(2012年)(査読有)
- (15) 上野達弘「創作性」高林龍・三村量一・竹中俊子編集代表『現代知的財産法講座()知的財産法の理論的探究』(日本評論社)181~209頁(2012年)(査読有)
- (16) <u>Tatsuhiro Ueno</u>, Re-Broadcasting of TV Programmes Public Transmission, M. Bälz, M. Dernauer, C. Heath, A. Petersen-Padberg (ed.) Business Law in Japan : Cases and comments, (Kluwer, 2012), pp.491-496 (查読有)
- (17) <u>Tatsuhiro Ueno</u>, Time- and Space-Shifting Broadcast Right of Reproduction, M. Bälz, M. Dernauer, C. Heath, A. Petersen-Padberg (ed.) Business Law in Japan: Cases and comments, (Kluwer, 2012) pp.485-490 (查読有)

[学会発表](計16件)

- (1) <u>上野達弘</u>「著作権法における権利の排他性と利益分配」2015年6月7日著作権法学会/工業所有権法学会合同シンポジウム「知的財産権の本質と救済」@一橋記念講堂(東京都)
- (2) <u>上野達弘</u>「著作権法における権利の在り方 制度論のメニュー 」2015年3月17日CRIC著作権研究会@アルカディア市ヶ谷(東京都)

- (3) <u>Tatsuhiro Ueno</u>, Moral Right in the "Cloud" Environment . 2014年9月19日 ALAI 2014 Brussels @プリュッセル(ベルギー)
- (4) <u>Tatsuhiro Ueno</u>, Liability and Implication of intermediaries. 2013 年 9 月 18 日 ALAI 2013 Cartagena @カルタヘナ (コロンビア)
- (5) 上野達弘「日本版フェア・ユースの過去・現在・未来」2013年7月29日 エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク定例研究会@青山学院大学(東京都)
- (6) <u>上野達弘</u>「わが国著作権法学のあゆみ」 2013年4月23日早稲田大学RCLI P研究会@大隈小講堂(東京都)
- (7) <u>Tatsuhiro Ueno</u>, Copyright law in the "Cloud" environment: Focusing on online video recorder and music locker, 2013 年 3月 20日 Seminar "Copyright and Digital Media: the view from Japan" at Queen Mary, University of London @ロンドン(イギリス)
- (8) <u>上野達弘</u>「改正著作権法と権利制限」 2012年12月3日大阪大学 IPrismシンポジウム[時代の変化に対応した権利制限の現状と 課題] @大阪大学中之島センター(大阪市)
- (9) <u>Tatsuhiro Ueno</u>, The making available right in the "cloud" environment 2012 年 10 月 17 日 ALAI 2012 Congress @ウェスティン都ホテル京都(京都市)
- (10) <u>上野達弘</u>「平成24年著作権法改正の評価と課題」2012年8月4日明治大学シンポジウム@明治大学(東京都)
- (11) <u>上野達弘</u>「ヨーロッパにおける著作権 リフォーム 欧州著作権コードを中心に 」2012年4月21日著作権法学会@一 橋記念講堂(東京都)
- (12) <u>Tatsuhiro Ueno</u>, The Reform of Copyright Limitations in Japan, 2012年3年21日 Seminar Recent Developments in Japanese Copyright Law at Queen Mary, University of London @ロンドン(イギリス)
- (13) <u>上野達弘</u>「国際社会におけるわが国著作権法の位置づけ」2012年2月21日CRIC著作権研究会@アルカディア市ヶ谷(東京都)
- (14) <u>上野達弘</u>「著作権法における基本概念 の再検討 最高裁判決のミスリード? 」2011年12月26日東京大学著作権

等研究会@東京大学法学部(東京都)

- (15) <u>上野達弘</u>「著作権法における権利制限の一般条項 ヨーロッパ大陸版フェア・ユースの可能性 」2011年8月6日同志社大学知的財産法研究会@同志社大学(京都市)
- (16) <u>Tatsuhiro Ueno</u>, Consumers, Facilitators, and Intermediaries: IP Infringers or Innocent Bystanders? 2011年5月24日IEEM IP Seminar @マカオ(中国)

[図書](計件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 田原年日

出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

出願年月日: 取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

http://www.f.waseda.jp/uenot/

- 6.研究組織
- (1)研究代表者

上野 達弘 (UENO TATSUHIRO) 早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号:80338574

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者

()

研究者番号: